

宇都宮市上下水道局告示第 50 号

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年11月 7日

宇都宮市上下水道事業管理者 大竹 信久

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 下河原水再生センター包括的維持管理業務委託
- (2) 業務委託場所 下河原水再生センター 宇都宮市下河原1丁目2番41号
- (3) 業務委託の概要

- ア 水再生センターの運転操作、監視に関する業務
- イ 水再生センターの設備の保守点検に関する業務
- ウ 水再生センターの施設管理に関する業務
- エ 水再生センターのエネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務
- オ 水再生センターの環境計測に関する業務
- カ 水再生センターの環境対策に関する業務
- キ 水再生センターの修繕に関する業務
- ク 水再生センターの物品等の調達及び管理に関する業務
- ケ 薬品、油脂類、消耗品などの物品調達・管理業務
- コ スtockマネジメントに関する業務
- サ その他必要な業務

(4) 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者の形態は、入札参加資格の確認申請提出期限の日において、次

に掲げる各号に示した要件を全て満たした単独企業又は2者を構成員とする共同企業体とする。

なお、本委託に係る入札参加資格を入札日までに欠くこととなった場合、又は入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募者の入札参加資格を取り消す。

(1) 単独企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく宇都宮市の入札参加制限を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 令和3年度～令和6年度宇都宮市入札参加有資格者名簿の施設・設備等の維持管理業務の登載者で、取扱品目に「施設の運転管理」の記載がある者。

オ 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

カ 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(2) 単独企業の資格要件

ア 水処理、汚泥処理（焼却施設を含まない。）を一連とする日本国内の下水終末処理場であって以下の条件を全て満たすものにおいて、維持管理業務の元請業者または共同企業体の構成員としての実績が、入札公告日時点で過去5年以内に継続して2年以上あること。

(ア) 下水道法（昭和33年法律第79号）の事業認可を受けている施設であること。

(イ) 供用開始後20年以上経過している施設であること。

(ウ) 標準活性汚泥法により水処理を行っていること。

(エ) 現有処理能力が20,000m³/日以上処理能力を有していること。

(オ) 合流式又は合流式一部分流式排除方式の処理区の施設であること。

イ 業務準備期間開始日までに、総括責任者及び部門責任者として、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に定める資格を有する技術者（直

接的かつ恒常的な雇用関係にある者であり、その雇用関係が1年以上経過している者に限る。)を専任で配置できること。

ウ 技術提案に関する要件の審査基準を満たすものであること。

(3) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体の結成要件は次のとおりとする。

(ア) 共同企業体が2者により自主的に結成されたものであること。

(イ) 各構成員の出資比率は30パーセント以上であること。

(ウ) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

(エ) 各構成員が、他の共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の代表者を入札に参加する代表者とすること。

ウ 共同企業体の代表者が、(2)ア及びイの資格要件を満たすものであること。

エ 技術提案に関する要件の審査基準を満たすものであること。

3 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書による。

4 入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和6年12月16日(月)から同年12月20日(金)まで

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

宇都宮市河原町1番41号(宇都宮市上下水道局庁舎2階)

宇都宮市上下水道局 企業総務課 管理契約グループ

電話番号: 028(633)3244

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

ア 入札書提出期間

令和7年2月13日（木）午前9時から同年2月19日（水）午後2時まで

イ 開札

入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

宇都宮市河原町1番41号（宇都宮市上下水道局庁舎2階）

宇都宮市上下水道局企業総務課 入札書投函箱

(3) 入札回数は2回までとする。なお、入札書の郵送は認めない。

6 最低制限価格制度

適用する。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約条項及び入札に必要な書類を示す場所

宇都宮市河原町1番41号（宇都宮市上下水道局庁舎2階）

宇都宮市上下水道局 企業総務課 管理契約グループ

電話番号：028（633）3244

9 支払条件

委託料の支払いは分割し、各月の業務期間に対して支払うものとする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書の所在地、商号又は名称および代表者氏名のない入札
- (3) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない場合
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 一つの入札に対して、同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札

- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に指定された入札条件に合致しない入札

1 1 落札者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格者が2者以上になったときは、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。なお、くじを引かない者がある場合には、開札に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

1 2 その他

- (1) 入札書には消費税及び地方消費税抜きの金額を記載すること。なお、契約金額は、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- (2) 入札に参加を希望する者が、営業停止処分を受けた場合、営業停止期間中は資格確認申請、説明会参加、入札等の営業活動はできないものとする。